

男女共同参画 Q & A



Q1. 男女共同参画社会とは?

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
(男女共同参画社会基本法第2条より抜粋)

Q2. Wingとは?

情報紙Wingは平成5年3月に、「女性情報紙」として創刊。

創刊号で情報紙の愛称を募集し、審査の結果、「Wing」に決まり、第2号からこの名称を用いることになりました。この情報紙が自分の羽をひろげてはばたいていこうとする女性たちの力になればという意味がこめられています。

その後平成13年に発行の第16号からは、「男女共同参画情報紙」として発行し、この度第36号の発行を迎えました。今後共に男女共同参画社会についての関心と理解を深めるため、幅広く市民意識を向上させることを目標としています。



創刊号



第16号

Q3. 男女共同参画センターとは?

いわき市総合保健福祉センター内にいわき市男女共同参画センターを開所しました。複合施設としての特色を活かし、多くの皆様に気軽に立ち寄りいただきながら、市民と行政の協働により男女共同参画社会の実現を目指します。



男女共同参画 いわき市の取り組み

1989年 4月

「婦人児童課」設置

1990年 4月

「いわき女性の翼」事業実施

1991年 3月

「いわき女性プラン」策定
「いわき女性学セミナー」開催

1993年 3月

女性情報紙「ウイング」発刊

ターニングポイント!

「男女共同参画社会基本法」が1999年6月に公布・施行され、いわき市の女性施策の取り組みを見直した。

1999年 10月

「いわき女性交流ネットワーク」設立

2000年 4月

「男女共同参画室」新設

2001年 3月

「いわき市男女共同参画プラン」の策定

2005年 4月

「市民生活部男女共同参画センター」開所

2006年 4月

「いわき市男女共同参画推進アドバイザー」設置

2007年 4月

「市民協働部男女共同参画センター」となる

2010年 11月

「第二次いわき市男女共同参画プラン」策定

2011年 4月

「いわき市男女共同参画推進条例」施行